

RI 法における放射性廃棄物の状況について

令和 4 年 3 月 16 日

原子力規制庁放射線規制部門

原子力委員会事務局（内閣府原子力政策担当室）から説明依頼のあった事項のうち RI 法に関連するものについては次のとおり。

<原子力委員会事務局からの説明依頼事項>

○RI 廃棄物に係る規制の話全般

特に、

- ① 廃棄物の RI のクリアランス制度の中での PET の 7 日間ルールはどのような位置付けか。
- ② 研究用 RI 廃棄物の扱いについては、空間的・時間的コスト低減の観点から、PET 4 核種以外の核種への 7 日間ルールの拡大や、海外で行われている DIS 導入について、いくつかの委員から意見があったところ。これについて、どのように考えるか。
- ③ 日本で DIS 導入が難しい事情はあるのか。
- ④ H29 炉規法附帯決議（※）に対しては、どのように対応している／していく考えか。

※放射性同位元素、放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、医療機関、民間企業等において幅広く使用されており、多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、これらの施設を所管する関係各法律においても、早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備すること。

<説明内容>

① について

PET 4 核種 7 日間ルールについては、推進利用側である、日本学術会議（核科学総合研究連絡委員会、原子力基礎研究専門員会）からの提言（平成 11 年）及び日本アイソトープ協会での管理方法も含めた検討を経て、規制側に要望・提案され導入（平成 16 年）されている。これらの報告書は公開されており、ポイントは次のとおり。

- ・対象の 4 核種の PET 薬剤は、放射性薬剤として製造法が確立され、長半減期放射性同位元素の混入していないことが確認された薬剤であること。

- ・ 4 核種の 1 日の通常の合成量を踏まえ、保存期間を 7 日間と設定し提案されている。
- ・ これらが達成できる管理手順も含めて提案されている。

クリアランス制度が、放射能濃度の測定方法及び評価方法の認可を受け、濃度確認を受ける制度のことであれば、これは PET 4 核種 7 日間の制度とは別のものである。なお、クリアランス制度は、まずは原子力施設において導入（平成 17 年法改正・同年規則改正）され、その後 RI 法にも導入（平成 22 年法改正、平成 24 年規則改正・施行）されている。

② について

PET 4 核種の適用核種拡大や海外で行われている DIS の考え方については、それを規制に取り入れることは、所要の検討整理を行うことにより可能と考える。

規制機関としては、これらを要望されるのであれば、PET 4 核種 7 日間ルールのプロセスと同様に、まず推進利用側で、その特徴を踏まえた、利用範囲や利用方法、その安全確保策や安全確保の考え方、また、それらの科学的根拠等を整理、整備、取りまとめを行い、その上で、規制に関することも含めた具体的課題を提示し、規制側としてもそれらの課題について推進利用側と対話するなど、安全が確保された合理的な規制についてそれぞれの役割を踏まえて相互に検討していきたいと考える。

③ について

②のとおり（DIS の考え方を踏まえ、推進利用側が取りまとめた上、実現に向け、各々の役割分担で整理・検討が必要。）

④ について

廃棄物については、発生者責任の下、廃棄物の発生した各法令下で規制管理されている。

RI 法下の廃棄物については、原子炉等規制法下で設置を予定している埋設施設に埋設できるよう、RI 法を改正した。

埋設は、日本原子力研究開発機構法の改正により、同機構が研究施設等廃棄物（研究機関、大学、医療機関、民間企業等において発生する多様な低レベル放射性廃棄物）の埋設処分の実施主体に位置づけられた。同機構において埋設施設の設計や埋設要件の検討等が行われていると承知している。その検討状況を踏まえ、それを発生者側で聴取し、相互に検討を進める必要がある。

以上